

別表第4（第25条関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

注 期間計算にあつては、死亡の事実の発生した日又はその事実を職員が了知した日に関係なく、特別休暇が承認された最初の日から暦日によって計算する。

「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。